

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 7月 1日～ 令和10年 6月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休暇 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を 50%以上とする。

<対策>

- 計画期間 令和7年 7月～ 社員への聞き取り、検討開始
- 計画期間 令和7年 10月～ 制度に関するパンフレットの作成、配布、などによる全社員への周知

目標2：小学校就学前の子を持つ社員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 計画期間 令和7年 7月～ 社員への聞き取り、検討開始
- 計画期間 令和8年 3月～ 専門家による制度の作成と導入、説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標3：小学校第4学年以降の子供や孫の子育てのための休暇制度を導入する。

<対策>

- 計画期間 令和7年 7月～ 社員への聞き取り、検討開始
- 計画期間 令和8年 10月～ 専門家による制度の作成と導入、説明会による社員への休暇制度の周知